| 内　　　　　　　　　　容 | 回　 答　 欄 | 摘　要 |
| --- | --- | --- |
| 然 | 否 | 該当なし |
| 共通事項１． 計算書類の用紙は日本工業規格Ａ４判となっているか。ただし、資金収支内訳表及び事業活動収支内訳表で部門別の区分が多い場合にはこの限りではない。２． 計算書類は、学校法人会計基準（以下「会計基準」という。）第４条に示す順序（収益事業がある場合の収益事業計算書類はその後に）になっているか。３． 計算書類は、監査報告書の後に編綴し、全部を袋綴じとし、かつ、公認会計士等の割印がされているか。４． 計算書類にページ番号を付している場合には、連番でページ番号が付され、目次の記載と合っているか。５． 財産目録、勘定内訳書等、提出を要しない書類が添付されていないか。６． 各計算書類の大科目は会計基準に規定した以外のものが使用されていないか。７． 各計算書類の大科目（貸借対照表については中科目を含む。）が省略されていないか（これらは金額がなくても省略できない。）。８．大科目及び中科目についても金額の記載がなされているか。９． 会計基準に定められている注記事項は、貸借対照表の末尾に記載されているか。１０．円単位で記載されているか。１１．各計算書類間の関連科目の金額について科目別のチェックリストによりチェックされているか。Ⅱ　資金収支計算書１． 資金収支計算書の様式は、会計基準第一号様式のとおりとなっているか。２． 資金収支計算書に掲げる小科目について、計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によっているか。（予算欄、決算欄とも金額が「０」の科目は省略しているか。また、予算欄又は決算欄の金額が「０」の科目に「０」を記載しているか。）３． 資金収支計算書に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によっているか。４． 差異欄の金額は予算から決算の金額を控除した金額（この場合マイナスとなった場合は△印を付す）となっているか。５． 収入の部合計と支出の部合計の金額は、一致しているか。６． 各科目の末尾に……収入、……支出の字句が付されているか。７． 中科目の設定又は小科目の追加、細分を行っているときは、これらの科目を追加して記載しているか。８． デリバティブ取引に係る損失については、管理経費として表示したか。９．　追加する小科目は、形態分類による科目となっているか。ただし、例外として金額僅少なものは、機能分類又は目的分類によることができることに留意する。１０．中科目を設定した場合は、その中科目ごとに必要な小科目を付しているか。１１．小科目の細分は、具体的なものであるか。（例えば経常費補助金収入、研究設備整備費補助金収入、理科教育設備整備費補助金収入等）１２．過年度修正額のうち、資金収入又は資金支出を伴うものについては、資金収入は大科目「雑収入」に小科目「過年度修正収入」を設け、資金支出は大科目「管理経費支出」に小科目「過年度修正支出」を設けて処理しているか。１３．予備費は、予算欄と差異欄にのみ金額が記載されており、決算欄は斜線となっているか。１４．予備費の予算欄は、予備費の使用額を括弧書きし、括弧の外に未使用額を記載しているか。１５．予備費の差異欄には、予備費の未使用額が記載されているか。１６．予備費の使用額の表示は、該当科目に振り替えてその予算額に加算して記載し、かつ、その振替科目及びその金額を注記しているか。１７．大学の附属病院に係る計算書類の記載方法については、「大学の附属病院に係る計算書類の記載方法について（通知）」（平成25年11月27日 25高私参第15号）に留意する。１８．予算欄の金額は、最終の予算書と一致しているか。Ⅲ　資金収支内訳表１． 資金収支内訳表の様式は、会計基準第２号様式のとおりとなっているか。２． 資金収支内訳表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によっているか。３． 資金収支内訳表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によっているか。４． 学校法人の部門には法人本部の諸活動に関わる収支のほか、会計基準第１３条第１項第２号から第５号までに揚げる部門に該当しない収支が計上されているか。５． 各学校及び各病院は、学校ごと又は病院ごと（分院も一部門とする）に、それぞれ一部門として扱っているか。６． 研究所の部門は、各学校又は各学部に附置されている研究所について、その組織、施設、予算等において相当規模を有するものを対象としているか。７． 各施設は、農場、演習林、図書館その他の附属機関等で、組織、施設、予算等において相当な規模を有し、独立の会計単位として取り扱うことが適当と認められるものであるか。８． 大学院の独立研究科（学校教育法第85条の学部を置くことなく大学院を置くもの）及び専門職大学院は、大学の学部と同様に一部門として扱っているか。なお、学部の専攻に対応する大学院の研究科、専攻科及び別科は学部に含まれることに留意する。９． 学部又は学科の区分は、夜間の学部又は学科も一部門として昼間のものと区分しているか。１０．「文部科学大臣所轄学校法人が行う付随事業と収益事業の扱いについて（通知）」（平成21年2月26日　20文科高第855号）により、部門区分することとされている付随事業を適切に表示しているか。１１．資金収支内訳表に記載する部門別の区分に掲げるものは、学校法人が現に有する部門のみであるか。１２．科目の配列、科目の記載の省略及び科目の追加については、資金収支計算書の様式の場合と同様としているか。１３．資金収支内訳表等の部門別計上及び配分については、「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について（通知）」（昭和55年11月４日 文管企第250号）の別紙「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について」（以下「文管企第250号別紙」という。）により、合理的に各部門に配分しているか。１４．各科目の総額欄の金額は、資金収支計算書の該当科目の決算欄の金額と一致しているか。１５．資金収支計算書と資金収支内訳表は計算範囲が異なる（資金収支内訳表の収入の部は借入金等収入まで、支出の部は設備関係支出まで）ので、各部門の収入合計と支出合計の金額は、一致しないことに留意する。Ⅳ　人件費支出内訳表１． 人件費支出内訳表の様式は、会計基準第三号様式のとおりとなっているか（会計基準第三号様式に掲げる科目は省略できないことに留意する。）。２． 人件費支出内訳表に記載する部門別の区分掲げるものは、学校法人が現に有する部門（具体的学校名・具体的学部名等）のみであるか。３． 科目の配列は、資金収支計算書の場合に準じているか。４． 人件費支出の部門別計上及び配分については、文管企第250号別紙の「２．人件費支出の取扱い」によっているか。５． 各科目の総額欄の金額は、資金収支計算書の該当科目の決算欄の金額と一致しているか。６． 人件費支出内訳表の総額欄の計の金額は、資金収支計算書の人件費支出の決算欄の金額と一致しているか。７． 私立大学退職金財団に支払う負担金については、所定福利費とは別に「私立大学退職金財団負担金」等の独立した科目を用いて表示されているか。８． 兼務教員、兼務職員について細分内訳を追加していないか。Ⅴ 活動区分資金収支計算書１． 活動区分資金収支計算書の様式は、会計基準第四号様式のとおりとなっているか。２． 活動区分資金収支計算書に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によっているか。３． 活動区分資金収支計算書に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によっているか。４． 教育活動による資金収支は、施設整備等活動による資金収支及びその他の活動による資金収支を除いた全てのものとしているか。５． 施設整備等活動による資金収支は、施設若しくは設備の取得又は売却その他これらに類する活動に係る資金収入及び資金支出のみとしているか。なお、その他これらに類する活動とは、資産の額の増加を伴う施設又は設備の改修等であり、施設設備の修繕や除却に伴う経費は含まない。６． その他の活動による資金収支は、財務活動のほか、収益事業に係る活動、預り金の受払い等の経過的な活動に係る資金収入及び資金支出並びに過年度修正額のみとしているか。（注１） 会計基準第四号様式における「（何）引当特定資産取崩収入」の次の項の「（何）」には、貸付金回収収入、その他これらに類する収入を表示する。（注２） 会計基準第四号様式における収益事業元入金支出の次の項の「（何）」には、貸付金支払支出、預り金支払支出、その他これらに類する支出を表示する。７． 翌年度繰越支払資金の金額は、資金収支計算書の当該科目の決算欄の金額と一致しているか。８． 調整勘定等の項には、活動区分ごとに、資金収支計算書の調整勘定（期末未収入金、前期末前受金、期末未払金、前期末前払金等）に調整勘定に関連する資金収入（前受金収入、前期末未収入金収入等）及び資金支出（前期末未払金支払支出、前払金支払支出等）を相互に加減した額を記載しているか。９． 活動区分ごとの調整勘定等の計算過程は、教育活動による資金収支、施設整備等活動による資金収支、その他の活動による資金収支の別に作成し、かつ、資金収支計算書計上額との対応関係を明示しているか。１０．活動区分ごとの調整勘定等の計算過程は、該当する項目のみに数値を記入し、数値記入のない項目について記載の省略を行っていないか。１１．活動区分ごとの調整勘定等の加減の計算過程の注記は、活動区分資金収支計算書の末尾に記載しているか。１２．大学の附属病院に係る計算書類の記載方法については、「大学の附属病院に係る計算書類の記載方法について（通知）」（平成25年11月27日 25高私参第15号）に留意する。Ⅵ　事業活動収支計算書１． 事業活動収支計算書の様式は、会計基準第四号様式のとおりとなっているか。２． 予算と決算の金額は、特定の科目を除き、資金収支計算書の該当科目に一致しているか。３． 事業活動収支計算書に掲げる小科目について、計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によっているか。（予算欄、決算欄とも金額が「０」の科目は省略しているか。また、予算欄又は決算欄の金額が「０」の科目に「０」を記載しているか。）４． 事業活動収支計算書に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によっているか。５． 差異欄の金額は予算から決算の金額を控除した金額（この場合マイナスとなった場合は△印を付す）となっているか。６．　教育活動収支には、経常的な事業活動収入及び事業活動支出のうち、教育活動外収支に係る事業活動収入及び事業活動支出を除いた全てを記載しているか。７．　教育活動外収支には、経常的な財務活動及び収益事業に係る活動に係る事業活動収入及び事業活動支出のみを記載しているか。なお、財務活動とは、資金調達及び資金運用に係る活動をいう。８．　特別収支には、以下の項目に該当するもののみを記載しているか。「資産売却差額」、「施設設備寄付金」、「現物寄付」、「施設設備補助金」、「資産処分差額（有価証券評価差額を含む。）」、「災害損失」、「過年度修正額」、「デリバティブ取引の解約に伴う損失又は利益」（注１） 「災害損失」とは、資産処分差額のうち、災害によるものをいう。（注２） 補助金返還額は、教育活動収支の管理経費に計上され、特別収支の「過年度修正額」には含まれない。９． 退職給与引当金の計上に係る変更時差異については、特別収支の大科目「その他の特別支出」のうちに、小科目として「退職給与引当金特別繰入額」を設けて表示しているか。１０．会計基準第五号様式の（参考）のうち、「事業活動収入計」には「教育活動収入計」、「教育活動外収入計」及び「特別収入計」を合計した金額を、「事業活動支出計」には「教育活動支出計」、「教育活動外支出計」及び「特別支出計」を合計した金額を表示しているか。なお、「事業活動支出計」の予算欄について、「予備費」の未使用額を含めているか。１１．現物寄付金中の固定資産は、固定資産明細表においてその旨が摘要欄に記載されているか。１２．基本金組入額合計は、基本金明細表の当期組入高の合計に一致しているか。１３．基本金取崩額は、基本金明細表の当期取崩高の合計に一致しているか。１４．基本金組入額合計と基本金取崩額は、相殺表示することなく、会計基準第五号様式のとおり、各々表示する方法となっているか。１５．各科目の名称は、一部の科目（資産運用収入、事業収入、雑収入）を除き、……収入、……支出の字句が付されていないものになっているか。１６．予備費は、予算欄と差異欄にのみ金額が記載されており、決算欄は斜線となっているか。１７．予備費の予算欄は、予備費の使用額を括弧書きし、括弧の外に未使用額を記載しているか。１８．予備費の差異欄には、予備費の未使用額が記載されているか。１９．予備費の使用額の表示は、該当科目に振り替えてその予算額に加算して記載し、かつ、その振替科目及びその金額を注記しているか。２０．前年度繰越収支差額は、前年度の事業活動収支計算書における翌年度繰越収支差額と一致しているか。２１．徴収不能引当金繰入額又は徴収不能額は、大科目「徴収不能額等」に区分して記載しているか。２２．大学の附属病院に係る計算書類の記載方法については、「大学の附属病院に係る計算書類の記載方法について（通知）」（平成25年11月27日 25高私参第15号）に留意する。２３．予算欄の金額は、最終の予算書と一致しているか。Ⅶ　事業活動収支内訳表１． 事業活動収支内訳表の様式は、会計基準第六号様式のとおりとなっているか。２． 事業活動収支内訳表に掲げる小科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によっているか。３． 事業活動収支内訳表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によっているか。４． 各部門の科目ごとの決算額は、特定の科目を除き資金収支内訳表の該当科目の金額に一致しているか。５． 事業活動収支内訳表は、学校法人が現に有している部門ごとに、会計基準第24条第１項各号に従い区分（具体的学校名等）しているか。また、資金収支内訳表で要求されている学部、学科等の細分までは行っていないか。６． 「文部科学大臣所轄学校法人が行う付随事業と収益事業の扱いについて（通知）」（平成21年2月26日　20文科高第855号）により、部門区分することとされている付随事業を適切に表示しているか。７． 科目の配列、科目の記載の省略及び科目の追加については、事業活動収支計算書の様式の場合と同様としているか。８． 事業活動収支内訳表の部門別計上及び配分については、文管企第250号別紙により、合理的に各部門に配分しているか。９． 各科目の総額欄の金額は、事業活動収支計算書の該当科目の決算欄の金額と一致しているか。１０．基本金組入額は部門ごとに記載されているか。Ⅷ　貸借対照表全　般１． 貸借対照表の様式は、会計基準第七号様式のとおりとなっているか。２． 「増減」の欄の金額は、「本年度末」から「前年度末」の金額を控除した金額となっているか。３． 貸借対照表に掲げる小科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によっているか。（本年度末、前年度末とも金額が「０」の科目は省略しているか。また、本年度末又は前年度末の金額が「０」の科目に「０」を記載しているか。）４． 貸借対照表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によっているか。５． 第２号基本金対象資産がある場合、複数の特定資産を有していても「第２号基本金引当特定資産」として一括して表示しているか。６． 第３号基本金対象資産がある場合、複数の基金を有していても「第３号基本金引当特定資産」として一括して表示しているか。７． 注記事項については学校法人委員会研究報告第16 号「計算書類の注記事項の記載に関するＱ＆Ａ」に留意する。注記事項（重要な会計方針）８． 引当金の計上基準(1) 徴収不能引当金の額の算定方法が注記されているか。また、計上額がない場合でも算定方法が注記されているか。(2) 退職給与引当金の額の算定方法が注記されているか。また、計上額がない場合でも算定方法が注記されているか。(3) その他の引当金を設定している場合には、その額の算定方法が注記されているか。９． その他の重要な会計方針重要性がある場合、以下の事項について注記されているか。(1) 有価証券の評価基準及び評価方法(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法(3) 外貨建資産・負債等の本邦通貨への換算基準(4) 預り金その他経過項目に係る収支の表示方法(5) 食堂その他教育活動に付随する活動に係る収支の表示方法(6) その他注記事項（重要な会計方針の変更等）１０．重要な会計方針の変更等について注記されているか。また、変更等がない場合でもその旨が記載されているか。１１．重要な会計方針を変更した場合には、変更の旨、変更理由及び当該変更が計算書類に与える影響が注記されているか。１２．貸借対照表の固定資産、流動資産の区分や、収支計算書の同一区分を超えて表示方法を変更する場合には、会計方針の変更等として注記されているか。注記事項（その他必ず記載する事項）１３．減価償却資産について、減価償却額の累計額を控除した残額を記載している場合は、減価償却額の累計額の合計額が注記されているか。１４．金銭債権について、徴収不能引当金の額を控除した残額を記載している場合は、徴収不能引当金の額が注記されているか。１５．担保に供されている資産の種類及び額について(1) 資産が担保に供されている場合には、担保に供されている資産の種類及び担保に供されている資産の額が注記されているか。(2) 担保資産の注記と借入金明細表における担保物件の摘要との関連は妥当か。１６．基本金の未組入額が注記されているか。１７．当該会計年度の末日において第４号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策について記載しているか。（注１） 第４号基本金に相当する資金を有している場合もその旨を注記する。（注２） 知事所轄学校法人（高等学校を設置するものを除く。）は、第４号基本金を組み入れないことができる（会計基準第39条）。この規定に基づいて第４号基本金を組み入れていない場合は、その旨を注記する。注記事項（その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項について）１８．「退職給与引当金の計上等に係る会計方針の統一について（通知）」（平成23年2月17日 22高私参第11号）により、退職給与引当金の計上において経過措置を適用している場合には、変更時差異の繰入期間中、必要な事項が記載されているか。１９．重要性がある場合（学校法人の出資による会社に係る事項を除く）、以下の事項について注記されているか。(1) 有価証券の時価情報①　総括表時価のある有価証券の貸借対照表計上額及びその時価並びにその差額が記載されているか。（注１） 時価が貸借対照表計上額を超えるものと超えないものとに区分して注記する。（注２） 特定目的の引当資産に含まれる有価証券も注記の対象とする。（注３） 満期保有目的の債券は、内書きすることが望ましい。②　明細表保有する有価証券の種類ごとに、貸借対照表計上額及びその時価並びにその差額が記載されているか。(2) デリバティブ取引以下の事項が記載されているか。①　デリバティブ取引の対象物②　種類③　当年度末の契約額等④　契約額等のうち１年超の金額、その時価及び評価損益（注）　ヘッジ目的、投機目的にかかわらず注記する。(3) 学校法人の出資による会社に係る事項①　期末日現在、学校法人の出資割合が２分の１以上の会社がある場合に、重要性にかかわらず注記されているか。②　該当事項がある場合、以下の事項が注記されているか。ア．名称及び事業内容イ．資本金又は出資金の額ウ．学校法人の出資金額等及び当該会社の総株式等に占める割合並びに当該株式等の入手日エ．当期中に学校法人が当該会社から受け入れた配当及び寄付の金額並びにその他の取引の額オ．当該会社の債務に係る保証債務(4) 主な外貨建資産・負債取得時又は発生時の為替相場で換算している場合には、その旨、年度末日の為替相場による円換算額及び換算差額が記載されているか。（注）　外貨建有価証券については、有価証券の時価情報の注記に含まれることになるため、主な外貨建資産・負債の注記事項としては記載しない。(5) 偶発債務債務保証など、将来において法人の負担となる可能性のある事項が記載されているか。（注）　学校法人の出資による会社に係る事項の注記で当該会社の債務による保証債務を注記している場合には、偶発債務の注記事項としては記載しないことに留意する。(6) 所有権移転外ファイナンス・リース取引通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行った場合で、これらのリース料総額の合計額に重要性があるものは、「リース物件（又はリース資産）の種類」、「リース料総額」及び「未経過リース料期末残高」等が記載されているか。なお、平成21 年４月１日以降に開始したリース取引と平成21 年３月31 日以前に開始したリース取引に区分して記載しているか。(7) 純額で表示した補助活動に係る収支重要な会計方針で補助活動事業の収支を純額表示している旨の注記を行った場合には、収支相殺の範囲及び金額が記載されているか。(8) 関連当事者との取引①　原則として関連当事者ごとに以下の事項が記載されているか。ア．当該関連当事者が会社等の場合には、その名称、所在地、資本金又は出資金、事業の内容（及び当該会社等の議決権に対する当該学校法人の所有割合）イ．当該関連当事者が個人の場合には、その氏名、職業ウ．当該学校法人と当該関連当事者との関係エ．取引の内容オ．取引の種類別の取引金額カ．取引条件及び取引条件の決定方針キ．取引により発生した債権債務に係る主な科目別の期末残高ク．取引条件の変更があった場合には、その旨、変更の内容及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容②　関係法人、当該学校法人と同一の関係法人をもつ法人、当該学校法人の役員及びその近親者（配偶者又は２親等以内の親族）又はこれらの者が支配している法人を関連当事者の範囲としているか。③　関係法人のうち財務上又は事実上の関係から法人の意思決定に関し重要な影響を及ぼさないことが明らかな場合には、関連当事者の範囲から除いているか。④　期末日現在、学校法人の出資割合が２分の１以上の会社については、関連当事者との取引に係る注記事項から除いているか。⑤　関連当事者が会計年度中に関連当事者に該当しなくなった場合には、関連当事者に該当している間の取引について注記されているか。（注１）　以下に示した取引は、注記を要しない。・　一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性格からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引・　役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払・　当該学校法人に対する寄付金（注２）　関連当事者との取引についての注記は、学校法人間取引に該当する場合であっても注記する。(9) 後発事象次年度以降の計算書類に重要な影響を及ぼす事項が記載されているか。(10)学校法人間の財務取引学校法人間での貸付け、借入れ、寄付金（現物寄付を含む。）、人件費等の負担及び債務保証その他これらに類する取引が、当該年度中にあるか又は期末に残高がある場合に記載されているか。（注）　学校法人間取引についての注記は、関連当事者との取引に該当する場合であっても注記する。(11)その他上記以外で財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項が記載されているか。経過措置２０．「学校法人会計基準の一部を改正する省令(平成25 年4月22日付け文部科学省令第15号)」の適用初年度において、「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）」（平成25年9月2日 25高私参第8号）に基づき、以下の経過措置を適用しているか。(1) 「基本金」と「繰越収支差額」の表示に伴う経過措置(2) 固定資産の中科目「特定資産」を設けることに伴う経過措置(3) 「消費支出準備金」の廃止に伴う経過措置(4) 「その他の機器備品」を「管理用機器備品」に名称変更することに伴う経過措置Ⅸ　固定資産明細表１． 固定資産明細表の様式は会計基準第八号様式のとおりとなっているか。２． 前年度及び本年度の貸借対照表に計上されている固定資産の各科目に従って洩れなく記載されているか。３． 固定資産明細表の「期首残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「期末残高」は、取得価額で記されているか。４． 固定資産明細表の期首残高は、前年度固定資産明細表の各科目の期末残高に一致しているか。５． 計上すべき金額がない科目については、省略されているか。６． 新たに科目を設けた場合には、固定資産明細表に追加されているか。７． 「期末残高」から「減価償却額の累計額」を控除した金額が「差引期末残高」になっているか。８． 固定資産明細表の「差引期末残高」は、貸借対照表の固定資産各科目の「本年度末」残高に一致しているか。９． 固定資産明細表の「減価償却額の累計額」は、脚注の記載と一致しているか。ただし、間接法により記載している場合には、注記は不要であることに留意する。１０．贈与、災害による廃棄、その他特殊な事由による増加又は減少がある場合には、それぞれの事由が摘要欄（書ききれない場合は脚注）に記載されているか。１１．固定資産の増減があった場合、同一科目について資産総額の1/100に相当する金額（その額が3,000万円を超える場合には、3,000万円）を超える額の増加又は減少がある場合には、それぞれの事由が摘要欄（書ききれない場合は脚注）に記載されているか。１２．現物寄付等、売買による増減以外の特殊な事由による固定資産の増減があった場合には、その事由が摘要欄（書ききれない場合は脚注）に記載されているか。１３．長期貸付金に徴収不能引当金が設定されている場合、「減価償却額の累計額」欄に［ ］を付して徴収不能引当金である旨注記するなどの方法により記載しているか。その場合、「減価償却額の累計額」欄の「合計」欄も二段書表示になることに留意する。Ⅹ　借入金明細表１． 借入金明細表の様式は、会計基準第九号様式のとおりとなっているか。２． 借入金明細表の長期借入金及び短期借入金の「期首残高」及び「期末残高」のそれぞれの合計額は貸借対照表に計上されている「前年度末」及び「本年度末」の長期借入金及び短期借入金の金額に一致しているか。３． 長期借入金のうち返済期限が１年以内となったものは、借入先ごとに区分せず一括して短期借入金の「返済期限が１年以内の長期借入金」として記載されているか。４． 長期借入金の｢当期減少額｣欄及び短期借入金（返済期限が１年以内の長期借入金）の「当期増加額」欄のそれぞれの金額の頭に※印を付し、関連を明確にしているか。５． 長期借入金の期限前返済があった場合には、「当期減少額」欄に※印金額とは区分して二段書き表示になっているか。６． 借入金明細表の増減額（※印を付した金額を除く。）と資金収支計算書の当該収支金額が一致しているか。７． 借入金の使途及びその借入金に係る担保物件の種類が摘要欄に記載されているか。なお、記載内容が多い場合には、摘要欄に記載することに代えて脚注することができる。８． 同じ借入先の複数の契約口数の借入金については、一括して記載することができるが、この場合に、利率（例えば、利率○．○％～×．×％）、返済期限、借入金の使途、担保物件の種類について要約されて記載されているか。９． 借入先がない場合には、公的金融機関、市中金融機関、その他の各分類において、項目の各欄の小計に「０」と記入されているか。１０．借入金の増減及び残高がない場合には、各欄の小計を「０」として借入金明細表を作成しているか、又は、表題を記載して該当がない旨記載しているか。１１．学校債について記載されていないか。Ⅺ　基本金明細表全　般１． 基本金明細表の様式は、会計基準第十号様式のとおりとなっているか。２． 基本金については、各号別（第１号～第４号基本金）に記載しているか。３． 基本金明細表に掲げる事項に計上すべき金額がない場合には、当該事項を省略する様式によっているか。４． 「第１号基本金」｢第２号基本金｣｢第３号基本金｣「第４号基本金」及び「合計」の「前期繰越高」に係る「要組入高」「組入高」及び「未組入高」の各欄の金額は、前年度の基本金明細表における「第１号基本金｣「第２号基本金｣「第３号基本金｣「第４号基本金」及び「合計」の「当期末残高」に係る各欄の金額とそれぞれ一致しているか。５． 第２号基本金又は第３号基本金に係る「要組入高」及び「未組入高」の欄並びに合計に係る「要組入高」の欄は「――」が付されているか。（第２号基本金における第１号基本金への振替額についての「要組入高」及び「未組入高」の欄も「――」であることに留意する。）６． 「第１号基本金」「第２号基本金」「第３号基本金」「第４号基本金」及び「合計」の「前期繰越高」に係る「組入高」の欄の金額は、貸借対照表「第１号基本金」「第２号基本金」「第３号基本金」「第４号基本金」及び「基本金の部合計」に係る「前年度末」の金額とそれぞれ一致しているか。７． 「第１号基本金」「第２号基本金」「第３号基本金」「第４号基本金」及び「合計」の「当期末残高」に係る「組入高」の欄の金額は、貸借対照表「第１号基本金」「第２号基本金」「第３号基本金」「第４号基本金」及び「基本金の部合計」に係る「本年度末」の金額とそれぞれ一致しているか。８． 第３号基本金以外の基本金については、組入れの原因となる事実の記載内容が資産の種類別等による一括記載となっている場合には、当期組入れの原因となる事実に係る金額の合計額が各号別の「前期繰越高（組入高）」の1/100に相当する金額（その金額が3,000万円を超える場合は3,000万円）を超えていないか。９． 各号基本金の「当期組入高」又は「当期取崩高」の原因となる事実の記載内容の中に、第２号基本金から第１号基本金への振替を除き、各号間の振替がないことを確認したか。１０．「合計」の「当期組入高」に係る「組入高」の欄の金額は、各号基本金の「組入高」の欄の「当期組入高」を合計した額と一致しているか。１１．「合計」の「当期取崩高」に係る「組入高」の欄の金額は、各号基本金の「組入高」の欄の「当期取崩高」を合計した額と一致しているか。１２．基本金の当期組入高または当期取崩高は適切に記載されているか。(1) 各号基本金において、組入対象額が取崩対象額を超える場合には、「当期組入高」とし、組入れ及び取崩しの原因となる事実ごとに記載しているか。(2) 各号基本金において、取崩対象額が組入対象額を超える場合には、「当期取崩高」とし、組入れ及び取崩しの原因となる事実ごとに記載しているか。(3) 第２号基本金から第１号基本金への振替額については組入れの対象となる金額及び取崩しの対象となる金額の計算から除いているか。(4) 号の異なる基本金の組入額と取崩額を相殺していないか。(5) 過年度の誤謬修正による基本金の修正増減額は組入れの対象となる金額あるいは取崩しの対象となる金額に含めて算定されているか。(6) 基本金の組入計算を部門別に行っている場合には上記(1)から(5)の計算を部門別に行っているか。第１号基本金１３．「当期組入高」及び「当期取崩高」は、組入れ及び取崩しの原因となる事実ごとに区別して記載されているか。１４．組入れ及び取崩しの原因となる事実の記載内容は、具体的かつ明瞭であるか。１５．「要組入高」欄における増減額は、関連する科目についての固定資産明細表の当期増加額及び当期減少額と整合しているか。１６．第２号基本金からの振替額の合計額は、「第２号基本金」の項における第１号基本金への振替額と一致しているか。１７．「要組入高」欄における当期末残高が関連する固定資産明細表の期末残高と一致していない場合には、合理的な理由があるか（例：基本金組入対象外固定資産、基本金組入れの繰延高など）。１８．第２号基本金からの振替額についての「要組入高」欄は、空欄になっているか。（「――」も認められる。）１９．過年度未組入高の当期組入高についての「要組入高」欄は、空欄になっているか。（「――」も認められる。）２０．「未組入高」の欄の金額は、「要組入高」から「組入高」を減じた額となっているか。第２号基本金２１．第２号基本金がある場合には、第２号基本金の組入れに係る計画表（様式第一の二）（以下「２号計画表」という。）を付表として添付しているか。２２．第１号基本金への振替額についての「要組入高」欄は、「――」になっているか。２３．計画が２件以上ある場合は、第２号基本金の組入れに係る計画集計表（様式第一の一）（以下「２号集計表」という。）を付表として添付しているか。２４．｢当期末残高｣は、２号集計表の計と一致しているか。なお、計画が１件のみの場合、「当期末残高」は２号計画表「摘要」欄の「第２号基本金当期末残高」と一致しているか。２５．「当期組入高」及び「当期取崩高」は、組入れ及び取崩しの原因となる計画ごとに区別して記載されているか。２６．組入れの原因となる計画に係る組入高は、２号計画表「組入額」の当該年度分と一致しているか。２７．組入れ及び取崩しの原因となる事実の記載内容は、具体的かつ明瞭であるか。第３号基本金２８．第３号基本金がある場合には、第３号基本金の組入れに係る計画表（様式第二の二又は様式第二の三）（以下「３号計画表」という。）を付表として添付しているか。（３号計画表の作成が求められない場合があることに留意する。）２９．計画が２件以上ある場合は、第３号基本金の組入れに係る計画集計表（様式第二の一）（以下「３号集計表」という。）を付表として添付しているか。３０．「当期末残高」は、３号集計表の計と一致しているか。なお、計画が１件のみの場合、当期末残高は、当該３号計画表「組入額」の計（様式第二の二）又は「基金の期末額」（様式第二の三）と一致しているか。（３号計画表の作成が求められない場合があることに留意する。）３１．「当期組入高」及び「当期取崩高」は、組入れ及び取崩しの原因となる基金ごとに区別して記載されているか。３２．組入れの原因となる基金に係る組入高は、各３号計画表「組入額」の当該年度分と一致しているか。第４号基本金３３．「要組入高」及び「組入高」は、昭和62年8月31日文高法第224号文部大臣裁定「恒常的に保持すべき資金の金額について」（平成25年9月2日最終改正、以下「裁定」という。）によっているか。「裁定」記の１により計算された金額は、いくらか。　　　　……Ａ「前期繰越高」は、いくらか。　　……Ｂ　　　　　　　　　　 Ａ/Ｂ※Ａは百万円未満切り捨て可Ⅰ．Ａ／Ｂが「120/100超」の場合①　「当期末残高」に係る「要組入高」は、Ａとなっているか。②　「当期末残高」に係る「組入高」は、Ａとなっているか。Ⅱ．Ａ／Ｂが「100/100超」～｢120/100以下｣の場合③　「当期末残高」に係る「要組入高」「組入高」は、ともにＡとなっているか。又はともにＢとなっているか。Ⅲ．Ａ／Ｂが「80/100超」～「100/100以下」の場合④　「当期末残高」に係る「要組入高」「組入高」は、ともにＢとなっているか。Ⅳ．Ａ／Ｂが「80/100以下」の場合⑤ 「当期末残高」に係る「要組入高」「組入高」は、ともにＡとなっているか。（注）平成27年度の経過措置(知事所轄学校法人については平成28年度)改正前の裁定と同様の計算を行う。（注）平成28年度の経過措置(知事所轄学校法人については平成29年度)Ⅲ．Ａ／Ｂが「80/100 超」～「100/100 以下」の場合④ 「当期末残高」に係る「要組入高」「組入高」は、ともにＡとなっているか。３４．「未組入高」の欄の金額は、「０」となっているか。Ⅻ　第２号基本金の組入れに係る計画表（様式一の二）１． ２号計画表は、様式第一の二のとおりになっているか。（詳細は、以下の項目でチェック）２． 相互に独立性を有する事業を単位として、計画ごとに作成しているか。３．計画が複数ある場合には、２号集計表を作成しているか。（注）　計画が１件のみの場合には作成を要しない。＜計画の名称＞４． 計画の名称は、計画単位ごとの名称を記載しているか。（特に名称がない場合は不要）＜固定資産の取得計画及び基本金組入計画の決定機関及び決定年月日＞５． 決定機関計画の決定、計画の変更又は廃止をした機関を記載しているか。６． 当初決定の年月日(1) 当初決定の年月日を記載しているか。(2) 当該年月日は、会計年度開始前か。（やむを得ない場合は当会計年度内か。）７． 変更決定の年月日(1) 計画の変更又は廃止を行った場合には、変更又は廃止決定の年月日を記載しているか。(2) 当該年月日は、会計年度開始前か。（やむを得ない場合は当会計年度内か。）８． 摘要計画の変更又は廃止を行った場合には、変更又は廃止の理由を記載しているか＜固定資産の取得計画及びその実行状況＞９． 取得予定固定資産（種類）校地、校舎、機器備品、図書等種類別に記載しているか。（なお、同じ種類のものは一括して記載してよい。）１０．取得予定年度取得予定年度を記載しているか。（この記載は、固定資産の別又は一括のいずれでも認められる。また、将来の複数年度のいずれかにおいて取得する予定である場合は、「〇〇年度～〇〇年度」と記載することも認められる。）１１．取得年度・取得額・第２号基本金から第１号基本金への振替額(1) 過年度分は、｢過年度分（〇〇年度～〇〇年度）｣で一括記載しているか。(2) 当該年度分を上記過年度分と別に記載しているか。(3) 取替更新の場合の「取得額」は、除却資産の取得価額を控除した額となっているか。１２．摘要(1) 取得予定固定資産の所要見込総額を記載しているか。(2) 取替更新の場合の所要見込総額は、除却資産の取得価額を控除した額となっているか。＜基本金組入計画及びその実行状況＞１３．組入計画年度・組入予定額・組入額(1) 過年度分は、「過年度分（〇〇年度～〇〇年度）｣で一括記載しているか。(2) 当該年度分を上記過年度分と別に記載しているか。(3) 翌年度以降分について毎年度同額を組み入れる場合、｢〇〇年度～〇〇年度　毎年度〇〇円｣ と記載することが認められているが、その記載方法は正しいか。(4) 「組入予定額」の計は、上記１１．の「摘要」に記載した所要見込総額を超えていないか。(5) 取得予定年度を経過しているが、計画の変更又は取崩しがなされていないものがないか。１４．摘要(1) 「第２号基本金当期末残高」は、〔｢組入額｣の計〕から〔｢第２号基本金から第１号基本金への振替額｣の計〕を控除した額と一致しているか。(2) 基本金の取崩しを行った場合には、その旨を記載しているか。ⅩⅢ　第３号基本金の組入れに係る計画表（様式第二の二又は第二の三）１． ３号計画表は、様式第二の二又は第二の三のとおりになっているか。（詳細は、以下の項目でチェック）２． 様式第二の三は、当年度の基本金組入額が、基金の運用果実の事業使用残額又は学校法人の募集によらない特別寄附金の額のみである場合に使用が可能であることに留意する。（ただし、当該基金の設定後初めて作成されるときを除く。）３． 計画が複数ある場合には、３号集計表を作成しているか。（注）計画が１件のみの場合には作成を要しない。３号計画表（様式第二の二）４． 基金の単位ごとに作成しているか。＜基金の名称（目的＞５． 基金の名称（目的）を記載しているか。＜基金の設定計画及び基本金組入計画の決定機関及び決定年月日＞６． 決定機関計画の決定、計画の変更又は廃止をした機関を記載しているか。７． 当初決定の年月日(1) 当初決定の年月日を記載しているか。(2) 当該年月日は、会計年度開始前か。（やむを得ない場合は当会計年度内か。）８． 変更決定の年月日(1) 計画の変更又は廃止を行った場合、変更又は廃止決定の年月日の記載をしているか。(2) 当該年月日は、会計年度開始前か。（やむを得ない場合は当会計年度内か。）９． 摘要計画の変更又は廃止を行った場合、変更又は廃止理由を記載しているか。＜基金を運用して行う事業＞１０．事業内容の記載は十分か。＜基本金組入計画及びその実行状況＞１１．組入目標額(1) 設定する基金の計画総額を記載しているか。(2) 組入額が計画総額に達した後においても、これに加えて基金の運用果実の事業使用残額又は学校法人の募集によらない特別寄付金を引き続き基本金へ組み入れていく方針である場合、その旨を記載しているか。１２．組入計画年度・組入予定額・組入額(1) 過年度分は、「過年度分（〇〇年度～〇〇年度）｣で一括記載しているか。(2) 当該年度分を上記過年度分と別に記載しているか。(3) 翌年度以降分について毎年度同額を組み入れる場合、｢〇〇年度～〇〇年度　毎年度〇〇円｣と記載することが認められているが、その記載方法は正しいか。(4) 「組入予定額」の計は、「組入目標額」の計画総額と一致しているか。(5) 組入計画年度を経過しているが、計画の変更又は取崩しがなされていないものがないか。１３．摘要(1) 基金の運用果実の事業使用残高を基本金に組み入れている場合、その旨及び当該額を記載しているか。(2) 基本金の取崩しを行った場合には、その旨を記載しているか。３号計画表（様式第二の三）１４．当年度に初めて設定した基金を記載していないか。（初めての場合は、様式第二の二を使用する。）１５．基金の単位ごとに記載しているか。１６．基金の名称（目的）を記載しているか。１７．基金の運用果実の事業使用残額又は学校法人の募集によらない特別寄付金以外に組入額はないか。 |  |  |  |  |
|  |